

宮城県監査委員告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成 18 年 12 月 19 日

宮城県監査委員 菊 地 浩

宮城県監査委員 藤 原 範 典

宮城県監査委員 阿 部 徹

宮城県監査委員 谷地森 涼 子

記

1 監査委員の報告日

平成 18 年 8 月 22 日

2 通知のあった日

平成 18 年 11 月 29 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課

工業用水道事業

監査委員の報告の内容

仙南工業用水道事業について、返済の見込みのない一般会計借入金の累積及び精算の見込みのない建設仮勘定の累積が認められたので、治水への転換など七ヶ宿ダム使用权の取扱いを含めた事業のあり方を早急に検討するとともに、現行の会計処理の妥当性を検証し、今後の処理方針を明確にする必要がある。

措置の内容

仙南工業用水道事業については、会計処理を含めた事業のあり方を検討し、処理方針を明らかにしたい。

地域整備事業

監査委員の報告の内容

仙台港国際ビジネスサポートセンターのオフィスエリアにおける入居率の向上については努力が認められるものの、なお入居率が低いことから引き続き対策を講じる必要がある。

措置の内容

現在、13 区画中 8 区画に入居済みであり、今後も入居促進活動を展開し、入居率の向上に努めていきたい。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院において過年度分の入院収益等未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じる必要がある。

措置の内容

当課及び県立3病院合同で10月を未収金縮減対策強化月間に設定し、滞納者に対して、催告書の送付や自宅訪問などを実施し、未収金の収納促進に努めた。その結果、期間中に210万円の納入があり、さらに分納等の相談もあった。所在不明等の滞納者に対しては、引き続き、催告や自宅訪問などを実施することとしている。

未収金については、今後とも、各病院に配置した医事業務嘱託員の効率的な活用、医師等の院内関係部門との連携強化及び病院事業未収金取扱要領に基づく処理の徹底を図ることとした。

併せて、強化月間の新たな設定や法的措置なども検討しながら、実効ある収納促進に取り組み、また、新規滞納者への対応強化により未収金の発生防止に努めることとした。

(3) 循環器・呼吸器病センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じる必要がある。

措置の内容

未収金の収納促進については、電話や文書による督促・催告と併せ、週休日等の未納者の自宅訪問など、積極的に実施することとした。

なお、未納者の対応・生活状況等を踏まえ、保証人及び家族とも接触を図った上で分割納入の指導を行うなど、医事業務嘱託員の活用と併せ、未収金の収納促進を図ることとした。

未収金の発生防止については、事前に医療費に関する各種の相談に応じる旨を患者に周知し、特に医療費が高額となる手術予定の入院患者及びその家族等に対しては、医師・看護師の協力のもと、医療費に関する説明等を積極的に行うなどして、未収金の発生予防に努めることとした。

(4) 精神医療センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じる必要がある。

措置の内容

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員の活用を図りながら、定期的な催告書の

発行や電話での催告を行い、未収金の収納促進に努めることとした。

また、高額を支払が困難な状況にある場合には、未納者（保護者及び連帯保証人を含む。）とよく面談し、福祉制度（障害者年金、生活保護、高額医療費の払戻等）の活用も併せ、根気強く継続して指導することとした。

未収金の発生防止については、入院患者の場合は、保護者に対し、退院時の治療費の支払いについて、事前の詳細な説明に努めることとした。

また、長期入院患者で支払いが遅延している場合には、その都度保護者とよく話し合い、支払方法について指導・助言を行うこととした。

外来患者についても、本人及び家族（保護者）に対し、治療費の支払いについて、事前の詳細な説明に努めることとした。

なお、いずれの場合にも、患者の病状を考慮しながら、主治医等の助言を得て、慎重に行うこととした。

（５）がんセンター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じる必要がある。

措置の内容

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員を活用し、電話や文書による督促や催告を行うとともに、自宅訪問も積極的に実施することとした。

なお、未納者の生活状況等を踏まえ、保証人及び家族とも接触を図った上で分割納入の指導を行うなど、収納促進に努めることとした。

未収金の発生防止については、入院患者への請求書全てに、支払い困難な場合は相談に応じる旨のメモを添付し、MSW（医療福祉専門員）と連携しながら、高額医療費貸付制度や委任払い制度の活用及び分納納入の相談に応じ、発生防止に努めることとした。